

会 議 録

◇事務局ー子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称	第 32 期豊島区青少年問題協議会 第 11 回専門委員会	
事務局（担当課）	子ども家庭部子ども若者課	
開 催 日 時	令和 7 年 2 月 20 日（木）午後 16 時 30 分～午後 18 時 30 分	
開 催 場 所	豊島区役所本庁舎 5 階 508 会議室	
議 題	1 開 会 2 議 事 (1)「子ども・若者総合計画（令和 7～11 年度）」案 (2)「子ども・若者総合計画（令和 7～11 年度）」概要版案 (3)「子ども・若者総合計画（令和 7～11 年度）」子ども版 (4)「子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）」令和 5 年度事業実施 状況 3 その他 4 閉 会	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0名
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	加藤悦雄、半田勝久、市川享子、中野航綺、坂下睦子
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課職員
会 議 資 料	・資料 1 「子ども・若者総合計画（令和 7～11 年度）」案 ・資料 2 「子ども・若者総合計画（令和 7～11 年度）」概要版案 ・資料 3 「子ども・若者総合計画（令和 7～11 年度）」子ども版案 ・資料 4 「子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）」令和 5 年度 事業実施状況調査報告書案	

審 議 経 過

1 開会

(事務局より、各資料について説明)

2 議事

(1)「子ども・若者総合計画（令和7～11年度）」案

事務局： (事務局より資料1について説明)

委員長： 前半は、コラムの内容の説明で、次期計画の理念に即した重点的な取り組みや豊島区らしい事業、これから始まる理念に即した取り組みを厳選して、掲載していただきました。豊島区がこれから力を入れていこうとしている取り組みについてのイメージが膨らむような内容になっていると思いました。後半の「子ども・若者総合計画」を推進していく取り組みに関しては、いろいろご意見をいただいた事柄を反映してまとめられています。こちらの「子ども・若者総合計画」案についてご意見ご質問等があればお願いいたします。

委員： いろんなことが整理されて読んで楽しく思いました。コラムが一覧になっているページについて、コラムは他自治体でもよく載っていますが、読むまで何かわからないと思っていました。この次期計画にはたくさん載せてありますが、「コラムはこういうものです」という意図や概念を書き込めるのであれば、ストレートに趣旨が伝わると思いました。

事務局： ご意見を踏まえて入れていきたいと思えます。

委員長： 目次から見ていくと思えますので、目次の3ページ目にコラム用の目次があって、コラム一覧の横にこのような取り組みをしていますという感じで入れるといいですね。

委員： コラム一覧の①の上が少し空いているので、そこに一言入れると綺麗に整うと思いました。

委員長： それでは他にはいかがでしょうか。私から第5章の計画の推進に向けてのところ、一般的な自治体は評価検証については、簡単にPDCAサイクルの記載がされていることが多いですが、こちらは豊島区独自の「子ども若者アクションステップ」というものを回しながら子ども・若者の意見を反映させていくことや、計画の検証も三つの委員会、協議会さらに庁内組織が検証推進していく体制がしっかりと明記されています。

このアクションステップを回すにあたって、具体的に誰がどこでどんなことをすることによってアクションステップを回していくのが2番目の子ども・若者等の意見の反映に示されています。ここを読むと、区政全体に反映させる取り組みと、個別の施策に意見を反映させる取り組みの二つを軸に進めていくということ、進めていく場合は、区政全体ならとしま子ども会議が中心的な場になり、児童館でも子ども会議を進めていくこと等、それぞれの事業で示されています。コラムにもいくつか示されていますが、具体的にここの場でこれを進めていきます

というところは、今の段階では書き込まないですか。どのように考えていらっしゃるでしょうか。

事務局： 174 ページの意見反映の第 1 パラグラフに書いてありますが、委員長のおっしゃるとおり、区政全体に意見を反映させる取り組みとしてはとしま子ども会議、また中学生以下ならどなたでも区長までお手紙が書ける子どもレターという取り組みも始まっていますので、そのような取り組みを想定しています。それと別に個別の施策に意見を反映させる取り組みは、基礎自治体として豊島区が当たり前に行っている、例えば利用者会議や子ども向けの文化イベントを実施するときのアンケートや、その内容を踏まえて、演者と事前に調整するなど日々の活動になると思います。それらを状況報告書などで、年 1 回状況を共有し、委員会の場で検討しながら、さらにステップを回せるのではないかと考えています。

委員長： そうすると、様々な児童施設運営事業で取り組んでいるアンケートなどを聞くだけにせず、このステップを回して、意見を反映することやフィードバックをすることでしっかりとステップを回していくということですね。他にいかがでしょうか。

委員： 今回の計画より次の計画を意識してのことになりますが、次期計画ではこの「子ども・若者アクションステップ」に基づいた計画の推進を、来年度以降の専門委員会や、青少年問題協議会で、評価をしていくことを念頭に置かれていますか。

事務局： 今年度この計画を策定する際にも、どのように当事者や子どもの意見を反映して事業を実施していますか、ということを知っていますので、同じように引き続き実施していく中で、委員の皆さんの意見を聞きながら、もっとこのような取り入れ方だったりフィードバックの仕方だったりというご意見もいただきながら、検証や評価ができるといいと思います。

委員： そうするとこのステップでやっていることを見せるのと同時に、ここを見たときにも何か事例が載っていると、わかりやすく説明できると思いました。

委員長： とても大事な取り組みではありますが、どこの自治体も取り組んでない内容になりますね。

委員： そのようなことを通して、専門委員会だけでなく青少年問題協議会の場で、共通理解を作っていくことが第一歩であると思います。

委員： 174 ページのアクションステップに、すごく共感しました。豊島区からのメッセージがより具現化されていると感じます。どのようにこのステップの回し方を施策に反映していくかを考えると、数値目標にしていくと窮屈になるのではないと思います。みんなが声を出し合う環境をどのように豊かにつくっていくのか、その結果、利用者会議等や全体の区政に反映させるものなのかを行い、そこに結果として反映されていくようなことが作られると良いと思いました。もう一つは、豊島区が PDCA というこのアクションステップを回すのではなくて、多様な当事者の声の反映という姿勢を明確にしていることを子ども・若者たちに伝える回路をどう作っていくのかは、この報告書に書かれて様々な拠点に、わかりやすく掲示することや、学校の授業等で取り入れていただいたり、連携できたりするようなアイデアが思い浮かびました。

委員長： 今の二つ目については、このアクションステップを子どもたちのいる日常的な場で実現していくには、大人の意識改革と子どもの意識改革の両方が必要で、いかに子どもたち自身にこのステップを伝えていけるのかと、いろいろな子どもに関わる事業だからアンケート等で子どもの声を聞いて、反映させていくことを当たり前の取り組みとして、位置づけ区へ根付かせていくことが重要であると思います。

委員： 今回コラムができたことで、私も知らないことがあり読み物としても面白いと思いました。このように多くのことに取り組んでいることを、区民に広く情報として行き渡ると良いと思いました。そして、5ページの計画の対象というところですが、若者は18歳以上20歳未満で子どもでない者および20歳以上からおおむね30歳未満までの者とします、のところの「子どもでない者」という表現が見たときにわかりにくいと思いました。

委員長： 最初のコラムについては、写真付きでわかりやすくまとめていただいたので、多くの人にこのような取り組みを進めていることを広報するための資料として活用できるとよいのではないかとご提案をいただきました。計画対象についての表現の仕方について事務局はいかがですか。法律によっても定義が違っていたり、複雑化しているとは思いますが、この部分は少しご検討いただきたいと思います。あと議題が三つあります。二つ目は総合計画の概要版案になります。三つ目が子ども版案ということになりますのでまとめてご説明をお願いします。

(2) 「子ども・若者総合計画（令和7～11年度）」概要版案

(3) 「子ども・若者総合計画（令和7～11年度）」子ども版案

事務局： （事務局より、資料2・3について説明）

委員長： 概要版と子ども版についてご意見ございましたらお願いします。前回の意見を踏まえて、子ども版には詳しい内容が表示される2次元コードがついています。これはホームページに子ども用のコンテンツを新しく作るということになりますか。

事務局： 計画はこの次期計画をPDF版で載せることを考えていましたが、そこに職員でできる限りですが、第一歩として子ども向けの内容を少し記載したり、としまーズのキャラクターをホームページにも入れることで、子どもも楽しみながら計画の子ども版の続きのような感覚で、情報が見れるようにすることを考えています。名前を付けたり、としまっ子の第2ステージのようなものをとという意見も頂いていますので、まず第一歩を取り組んでみたいと思っています。

委員： 「子ども・若者総合計画」の概要版があれば、配布したり、持ち歩きができてすぐくよいと思います。子ども版についても前回のものよりかなり文言も調整されたと思いましたし、最終のメッセージも充実していてとてもいいと思いました。

副委員長： この概要版は、どこでどのように配布され活用されるのでしょうか。

事務局： 概要版については、220ページある冊子を渡して読んでくださいと言ってもなかなか伝わらないと思いますので、区の地域団体の方や、子ども若者の関係団体の

方やヒアリングでお世話になった方々にお渡しして親しんでいただけたらと思っています。子ども版については、子どもに完成版として渡していきたいというのが一番ですし、また、ホームページを通して、広く広報して、双方向で何か意見交換できるようなことになればと考えております。

- 委員： 概要版にもできればもう少しコラムを載せてくれると嬉しいと思いました。
- 委員長： 加減が難しいですね。
- 委員： 細かいところで恐縮ですが、各項目を見ると、項目の1と項目3、4、5までは本体計画と揃っていますが、項目2だけ概要版が施策の体系になっていて、本体が子ども若者と家庭を取り巻く状況となっていますがここは統一されますか。
- 事務局： 統一はしないです。ここには子ども若者と家庭を取り巻く状況の内容は紙面の関係で載せきれないので、本体版の64、65ページの第3章の施策の体系図をA4サイズ1枚にまとめて、計画の基本理念に基づいてどういう姿を目指していて、どういう取り組みをしようとしているかということに掲載したいと思っています。
- 委員： 本体でいう第3章の前半パートが概要版の2に入り、後半の部分が3に入ってくるイメージですね。
- 委員長： 続きまして、「子ども若者総合計画（令和2年～6年度）」の令和5年度の事業実施状況案について事務局からの説明をお願いします。

（4）「子ども・若者総合計画（令和2～6年度）」令和5年度実施状況

- 事務局： （事務局より、資料4について説明）
- 委員長： 資料4は令和5年度の実施状況報告書案ですが、次期計画の策定を並行して進めてきたので、最後の58ページ以降に、次期計画策定に向けてということで、会議の中で委員から出していただいた意見をまとめていただいています。その最後の部分と令和5年度の実施状況については、各部署からの自己評価が載っていますので、それに対するご意見等もありましたらお願いいたします。
- 私からですが、各事業の9割がAとB評価でC評価のところも一部あります。例えば16ページの重点事業24のコミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援のところはC評価になっています。これと同じ事業で関連していて、47ページの生活困窮者自立相談支援事業(子どもの学習生活支援事業)もC評価で再掲していると思います。この評価は生活状況の厳しい家庭に身を置く子どもたちの学習機会の提供に取り組んでいることを確認できます。コミュニティソーシャルワーカーは、サービスや事業としては制度化されていませんが、子どもや若者にとって切実な課題や問題に対して、当事者の声を聞きながら開拓的に事業に取り組む役割を持つ存在として、位置付けられていると思いますが、C評価というのは何か思うように事業が進まなかった理由や背景がありますか。またコミュニティソーシャルワーカーは、自治体によって社会福祉協議会の職員が位置づけられていたりするのですが、豊島区は区の職員でしょうか。
- 事務局： 社会福祉協議会です。
- 委員長： いろいろ地域に出向いて、子どもたちの声や若者の声や子育て当事者の声を聞いて

て、問題や課題に苦しんでいる人に対応するサービスや事業が少ないから、自分たちが率先して活動している方が多いと思っています。この重点事業の意見に、外国にルーツを持つ子どもや、そういった子どもの居場所作りが求められているし、自助グループも求められているからそのような取り組みも必要ではないですか、ということが書かれています。他にも、ヤングケアラーや様々な支援を求めているもなかなか届いていない人たちを見つけ出して、施策を進めていくようなことがコミュニティソーシャルワーカーとして重要だと思いますので、その役割の機能強化を図っていくことが大事だと感じました。

事務局： こちらについては、前々回ぐらいの専門委員会でご報告しましたが、追加調査を実施しています。その中で、コロナ禍で学習支援活動を休止した地域において、新たな学習支援活動が自主的に立ち上がり、それが充実したことで、区が把握していた団体の実施回数は減ってしまったのですが、自助が進んだという内容が記載されています。本評価はC評価であります。自治といったものが進んでいることは評価してよいかと考えております。

委員： 今回追加していただいた 58、59 ページの内容のところ、地域保健福祉計画や他の計画との連携という視点でみると、内容が重なるところも多いと思います。そして、先ほどのアウトリーチ活動についても、社会福祉協議会が行っている地域福祉活動計画とも関係しているところがあると思うので、例えば、他計画とも連動しながら、地域全体の福祉活動の充実に努めていくことを期待しますということに記載して頂きたいと思います。

委員長： 9 ページ目の令和 6 年度以降の取り組みの方向性で、教育課程に子どもの権利条例についての学習を位置づけると明記していますが、子どもの権利学習を実際に行う人が教員なのかどうか、教員が行うのであれば、子どもの権利学習に関する教育の仕方については十分な研修を受け、教育課程に位置づけた上で権利学習を進めていく体制が必要であると思いました。この教育課程に子どもの権利学習をしっかりと位置づけて進めていきますという事業と、34 ページの子どもの権利擁護委員が出張講座を進めながら子どもの権利についての学習を進めていく学習プログラムの実施の事業は別物ですね。

事務局： はい、別です。

委員長： 以上で議事はすべて終了しました。事務局から何かありますか。

事務局： 今回は、第 32 回青少年問題協議会第 7 回定例会議となります。子ども・子育て会議、子どもの権利委員会との合同会議となります。日程は 3 月 19 日（水曜日）の 18 時から区役所本庁舎 1 階のセンタースクエアとなります。議題は、区が諮問させていただいた「子ども若者総合計画」の改定について答申をいただく予定です。当日の資料は、完成次第、委員の皆様にお送りいたします。また、本日の専門委員会の議事等に対してご意見等がある場合は 2 月 27 日までに、事務局にメールでお送り下さい。事務局からは以上となります。

委員長： これで第 11 回専門委員会を終了したいと思います。

【以 上】